

## 福井県内水面漁場計画（素案）

令和5年3月2日

福井県農林水産部水産課

### 1. 漁場計画件数

	現行	更新	新規	増減
共同漁業権	17	17	0	0
区画漁業権	2	2	0	0
合計	19	19	0	0

### 2. 漁場区域

内共第5号（足羽川）：ダム建設区間の一部廃止

内共第7号（河野川）：河口部分の延長

### 3. 漁業種類の変更

内共第1号（九頭竜川）：「あまご漁業」削除

内共第5号（足羽川）：「にじます漁業」削除

内共第16号（北潟湖）：「えむし漁業」削除

### 4. 存続期間（漁業法第75条）

共同漁業権は10年（免許の日から令和15年8月31日まで）

区画漁業権は5年（免許の日から令和10年8月31日まで）

### 5. 免許予定日

令和5年9月1日

## 内水面共同漁業権（素案）

### 共同漁業

1 免許予定日  
令和5年9月1日

2 存続期間  
令和5年9月1日から令和15年8月31日

3 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権

4 免許の内容たるべき事項および関係地区

公示番号 内共第1号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第5種 共同漁業	あ ゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	いわな 〃	〃
〃	やまめ 〃	〃
〃	もくずがに 〃	〃

イ 漁場の位置

福井市（旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く）、大野市（旧和泉村を除く）、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市

ウ 漁場の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および支流の区域。

ただし、（ア）と（イ）とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川ダム本体下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および（ウ）と（エ）とを結ぶ線、（オ）と（カ）とを結ぶ線、（キ）と（ク）とを結ぶ線および（ケ）と（コ）とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三国町宿三国旧防波堤突端

基点第2号 坂井市三国町新保防波堤突端

## 内水面共同漁業権（素案）

基点第 3 号 大野市下打波 5 2 字 3  
 - 1 0 と大野市下山 7 2  
 字 1 - 1 9 との境界（九  
 頭竜川右岸）から真方位  
 3 2 5 度の線と対岸との  
 交点（通称馬谷）

基点第 4 号 基点第 3 号から真方位  
 8 6 度の線（天然巨大  
 岩石頂点を見通した  
 点）と対岸との交点

基点第 5 号 福井市田ノ谷町九頭竜  
 川左岸と同町日野川左岸  
 との交差点

基点第 6 号 福井市郡町九頭竜川左  
 岸と同町日野川右岸と  
 の交差点

（ア） 坂井市三国町港橋橋台下流  
 端を結ぶ線と竹田川左岸と  
 の交差点

（イ） 坂井市三国町港橋橋台下流  
 端を結ぶ線と竹田川右岸と  
 の交差点

（ウ） 大野市堀兼真名川堀兼えん  
 堤下流端と真名川左岸との  
 交差点

### （2）条件

港湾区域においては、港湾管理者ま  
 たは港長が漁具の敷設または漁業の  
 操業について必要な指示をした場合  
 は、当該指示に従わなければならない。

### （3）関係地区

福井市（旧越廼村、旧清水町およ  
 び旧美山町を除く）、大野市（旧和泉  
 村を除く）、勝山市、吉田郡永平寺町  
 および坂井市

公示番号 内共第 2 号

### （1）免許の内容たるべき事項

#### ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第 5 種 共同漁業	あ ゆ 漁 業	1 月 1 日 から 1 2 月 3 1 日 まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃
〃	あ じ め と じ ょ う 〃	〃

#### イ 漁場の位置

大野市（旧和泉村に限る）

#### ウ 漁場の区域

次の基点第 3 号と基点第 4 号とを  
 結んだ線から上流の九頭竜川本流お  
 よび支川の区域。

ただし、（ア）と（イ）とを結ぶ  
 線と基点第 2 5 号と基点第 2 6  
 号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流  
 および支流の区域、（ウ）と（エ）  
 とを結ぶ線から上流の此の木谷川の  
 区域および（オ）と（カ）とを結ぶ  
 線から上流の石徹白川本流および支  
 流の区域を除く。

基点第 3 号 大野市下打波 5 2 字 3 -  
 1 0 と大野市下山 7 2 字  
 1 - 1 9 との境界（九頭  
 竜川右岸）から真方位 3  
 2 5 度の線と対岸との交  
 点（通称馬谷）

基点第 4 号 基点第 3 号から真方位 8  
 6 度の線（天然巨大岩石  
 頂点を見通した点）と対  
 岸との交点基点第 2 5 号  
 大野市長野国土交通省九  
 頭竜ダム測量杭（N o .

## 内水面共同漁業権（素案）

3) 基点第26号大野市  
長野国土交通省九頭竜ダ  
ム測量杭（No. 4）

- (ア) 大野市川合九頭竜川右岸と石徹白川左岸との交差点
- (イ) 大野市鷺九頭竜川鷺ダム下流端から下流330メートルの九頭竜川左岸
- (ウ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川左岸
- (エ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川右岸
- (オ) 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂20字1-2と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字鬼神山1-8との境界（石徹白川右岸県境）
- (カ) 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂19字2-9と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字大山1-2との境界（石徹白川左岸県境）

(2) 関係地区

大野市（旧和泉村に限る）

公示番号 内共第3号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置

福井市（旧越廼村および旧美山町を除く）、越前市、鯖江市、南条郡南越前町（旧河野村を除く）

ウ 漁場の区域

次の基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川本流および支流の区域。ただし、（ア）と（イ）とを結ぶ線から上流の底喰川本流および支流の区域、基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川の区域、（ウ）と（エ）とを結ぶ線から上流の狐川の区域、（オ）と（カ）とを結ぶ線から上流の江端川および（キ）と（ク）とを結ぶ線から上流の天王川の区域を除く。

基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点

基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点

基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点

基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点

## 内水面共同漁業権（素案）

- (ア) 福井市三ツ屋町底喰川左岸と  
同町日野川右岸との交差点
- (イ) 福井市地蔵堂町底喰川右岸と  
同町日野川右岸との交差点
- (ウ) 福井市東下野町狐川左岸と同  
町日野川右岸との交差点
- (エ) 福井市角折町狐川右岸と同町  
日野川右岸との交差点
- (オ) 福井市下江守町に設置された  
江端川水門下流端と同町江端  
川左岸との交差点
- (カ) 福井市下江守町に設置された  
江端川水門下流端と同町江端  
川右岸との交差点
- (キ) 丹生郡越前町乙坂向浜堤防  
(天王川右岸)
- (ク) (キ) から真方位 3 4 0 度の  
線と対岸との交点

### (2) 関係地区

福井市（旧越廼村および旧美山町を除く）、越前市、鯖江市、南条郡南越前町（旧河野村を除く）

公示番号 内共第 5 号

### (1) 免許の内容たるべき事項

#### ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第 5 種 共同漁業	あ ゆ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
〃	こ い 〃	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	い わ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃

#### イ 漁場の位置

福井市（旧越廼村および旧清水町を除く）、今立郡池田町および吉田郡永平寺町（旧松岡町に限る）

#### ウ 漁場の区域

次の基点第 7 号と基点第 8 号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域。

ただし、(ア) と (イ) とを結ぶ線と (ウ) と (エ) とを結ぶ線との間の部子川の区域、(オ) と (カ) とを結ぶ線と (キ) と (ク) とを結ぶ線との間の水海川の区域を除く。

基点第 7 号 福井市大瀬町日野川右岸  
と同町足羽川左岸との  
交差点

基点第 8 号 福井市大瀬町日野川右岸  
と同町足羽川右岸との  
交差点

(ア) 足羽川ダム減勢工より下流 5  
0 メートルの部子川左岸

(イ) 足羽川ダム減勢工より下流 5  
0 メートルの部子川右岸

(ウ) 足羽川ダム流木止め施設より  
上流 5 0 メートルの部子川左  
岸

(エ) 足羽川ダム流木止め施設から  
上流 5 0 メートルの部子川右

## 内水面共同漁業権（素案）

岸

- (オ) 水海川分水施設分水堰から下流 50メートルの水海川左岸
- (カ) 水海川分水施設分水堰から下流 50メートルの水海川右岸
- (キ) 水海川分水施設貯砂ダムから上流 50メートルの水海川左岸
- (ク) 水海川分水施設貯砂ダムから上流 50メートルの水海川左岸

(2) 関係地区

福井市（旧越廼村および旧清水町を除く）、今立郡池田町および吉田郡永平寺町（旧松岡町に限る）

公示番号 内共第6号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置

あわら市（旧芦原町を除く）および坂井市丸岡町

ウ 漁場の区域

次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から上流の竹田川本流および支流の区域。

ただし、（ア）と（イ）とを結ぶ線と（ウ）と（エ）とを結ぶ線との間の竹田川本流の区域を除く。

基点第9号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点

基点第10号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点

（ア） 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸左岸下流端

（イ） 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸右岸下流端

（ウ） 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置

（エ） 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置

(2) 関係地区

あわら市（旧芦原町を除く）および坂井市丸岡町

## 内水面共同漁業権（素案）

公示番号 内共第7号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	やまめ 〃	〃

イ 漁場の位置

南条郡南越前町（旧南条町および旧今庄町を除く）

ウ 漁場の区域

次の基点第11号と基点第12号とを結ぶ線から上流の河野川本流および支流の区域。

基点第11号 南条郡南越前町河野河野川河口右岸護岸堤突端（河野川右岸）

基点第12号 基点第11号から真方位130度の線と対岸との交点（河野川左岸）

(2) 関係地区

南条郡南越前町（旧南条町および旧今庄町を除く）

公示番号 内共第8号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	いわな 〃	〃
〃	やまめ 〃	〃

イ 漁場の位置

敦賀市

ウ 漁場の区域

次の基点第13号と基点第14号とを結ぶ線から上流の笹の川本流および支流の区域

基点第13号 敦賀市松島町松島突堤排水口（笹の川左岸）

基点第14号 基点第13号から真方位90度の線と対岸との交点（笹の川右岸）

(2) 関係地区

敦賀市

## 内水面共同漁業権（素案）

公示番号 内共第10号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	やまめ 〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町

ウ 漁場の区域

次の点（ア）と（イ）とを結ぶ線から上流の耳川本流および支流の区域

基点第15号 三方郡美浜町大字和田と同町河原市との境界（耳川左岸）

基点第16号 基点第15号から真方位93度の線と対岸との交点（耳川右岸）

（ア）基点第15号から下流620メートルの耳川左岸

（イ）基点第16号から下流620メートルの耳川右岸

(2) 関係地区

三方郡美浜町

公示番号 内共第11号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こい 〃	〃
〃	ふな 〃	〃
〃	やまめ 〃	〃

イ 漁場の位置

小浜市および三方上中郡若狭町（旧三方町を除く）

ウ 漁場の区域

次の基点第42号と基点第43号とを結ぶ線および基点第44号と基点第45号とを結ぶ線の間の北川本流および支流の区域

基点第42号 小浜市雲浜二丁目北川右岸護岸堤先端

基点第43号 小浜市城内二丁目北川左岸護岸堤先端

基点第44号 北川右岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県との境界（北川右岸県境）

基点第45号 北川左岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県との境界（北川左岸県境）

(2) 関係地区

小浜市および三方上中郡若狭町（旧三方町を除く）



## 内水面共同漁業権（素案）

公示番号 内共第 1 2 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第 5 種 共同漁業	こ い 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
〃	ふ な 〃	〃

イ 漁場の位置

小 浜 市

ウ 漁場の区域

次の基点第 4 3 号と基点第 4 6 号  
とを結ぶ線から上流の多田川本流お  
よび支流の区域

基点第 4 3 号 小浜市城内二丁目北川  
左岸護岸堤先端

基点第 4 6 号 基点第 4 3 号から真方  
位 1 6 8 度の線と対岸  
との交点（多田川左  
岸）

(2) 関係地区

小 浜 市

公示番号 内共第 1 3 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種 類	名 称	時 期
第 5 種 共同漁業	あ ゆ 漁 業	1 月 1 日 から 12 月 31 日 まで
〃	こ い 漁 業	〃
〃	ふ な 〃	〃
〃	や ま め 〃	〃

イ 漁場の位置

小 浜 市 お よ び 大 飯 郡 お お い 町 （ 旧  
大 飯 町 を 除 く ）

ウ 漁場の区域

次の基点第 4 7 号と基点第 4 8 号  
とを結ぶ線から上流の南川本流およ  
び支流の区域

基点第 4 7 号 小浜市津島南川右岸護  
岸堤先端

基点第 4 8 号 基点第 4 7 号から真方  
位 2 2 2 度 3 0 分 の 線  
と 対 岸 と の 交 点 （ 南 川  
左 岸 ）

(2) 関係地区

小 浜 市 お よ び 大 飯 郡 お お い 町 （ 旧 大  
飯 町 を 除 く ）

## 内水面共同漁業権（素案）

公示番号 内共第 15 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第 5 種 共同漁業	あ ゆ 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	こ い 〃	〃
〃	いわな 〃	〃
〃	やまめ 〃	〃

イ 漁場の位置

大飯郡おおい町

ウ 漁場の区域

次の基点第 2 1 号と基点第 2 2 号とを結ぶ線から上流の佐分利川本流および田井谷川および大谷川の区域

基点第 2 1 号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川左岸との交差点

基点第 2 2 号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川右岸との交差点

(2) 関係地区

大飯郡おおい町

公示番号 内共第 16 号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第 1 種 共同漁業	しじみ 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
第 5 種 共同漁業	こ い 漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
〃	ふ な 〃	〃
〃	わかさぎ 〃	〃
〃	うなぎ 〃	〃
〃	え び 〃	〃

イ 漁場の位置

あわら市

ウ 漁場の区域

次の基点第 2 3 号と基点第 2 4 号とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および観音川本流の区域

基点第 2 3 号 あわら市浜坂開田橋左岸両親柱中央点

基点第 2 4 号 あわら市浜坂開田橋右岸両親柱中央点

(2) 関係地区

あわら市

## 内水面共同漁業権（素案）

公示番号 内共第17号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで
第5種 共同漁業	こい漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置

福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町

ウ 漁場の区域

次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線、(ア)と(イ)とを結ぶ線および(ウ)と(エ)とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および大聖寺川本流の区域

基点第23号 あわら市浜坂開田橋左岸両親柱中央点

基点第24号 あわら市浜坂開田橋右岸両親柱中央点

(ア) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川左岸との交差点

(イ) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川右岸との交差点

(ウ) 福井県坂井郡芦原町大字浜坂字弁天大聖寺川河口左岸防波堤先端

(エ) 石川県加賀市塩屋町大聖寺川河口右岸防波堤先端

(2) 関係地区

福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町

公示番号 内共第18号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種 共同漁業	わかさぎ〃	1月1日から 12月31日まで
〃	うなぎ〃	〃
〃	くろだい〃	〃
〃	はぜ〃	〃

イ 漁場の位置

三方郡美浜町および三方上中郡若狭町（旧上中町を除く）

ウ 漁場の区域

次の基点第27号と基点第28号とを結ぶ線、(ア)と基点第29号とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた久々子湖の区域

基点第27号 三方郡美浜町大字南の庄宅地33の1地先（早瀬川左岸）

基点第28号 三方郡美浜町大字早瀬字橋向宅地2番地先（早瀬川右岸）

基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番（浦見川右岸）

(ア) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番（浦見川左岸）

(2) 関係地区

三方郡美浜町および三方上中郡若狭町（旧上中町を除く）

## 内水面共同漁業権（素案）

公示番号 内共第20号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	えむし 〃	〃
第5種 共同漁業	こい 〃	1月1日から 12月31日まで
〃	ふな 〃	〃
〃	わかさぎ 〃	〃
〃	うなぎ 〃	〃
〃	はぜ 〃	〃
〃	えび 〃	〃

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町（旧上中町を除く）

ウ 漁場の区域

次の基点第29号と（ア）とを結ぶ線、基点第30号と（イ）とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた水月湖、菅湖および浦見川の区域

基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番（浦見川右岸）

基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角

（ア） 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番（浦見川左岸）

（イ） 基点第30号から真方位350度40分の線と対岸との交点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町（旧上中町を除く）

公示番号 内共第21号

(1) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種 共同漁業	しじみ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	えむし 〃	〃
第5種 共同漁業	あゆ漁業	1月1日から 12月31日まで
〃	こい 〃	〃
〃	ふな 〃	〃
〃	やまめ 〃	〃
〃	もろこ 〃	〃
〃	わかさぎ 〃	〃
〃	うなぎ 〃	〃
〃	えび 〃	〃

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町（旧上中町を除く）

ウ 漁場の区域

次の基点第30号と（ア）とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域

基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角

（ア） 基点第30号から真方位350度40分の線と陸岸との交点

(2) 関係地区

三方上中郡若狭町（旧上中町を除く）

## 区画漁業権（素案）

### 区画漁業

- 1 免許予定日  
令和5年9月1日
- 2 存続期間  
令和5年9月1日から令和10年8月31日
- 3 個別漁業権又は団体漁業権の別  
団体漁業権
- 4 免許の内容たるべき事項および関係地区

公示番号 内区第1号

- (1) 免許の内容たるべき事項
  - ア 漁業の種類、名称および時期  
種類 第2種区画漁業  
名称 こいおよびふな養殖業  
時期 1月1日から12月31日まで
  - イ 漁場の位置  
三方上中郡若狭町鳥浜地先
  - ウ 漁場の区域  
次の基点第34号、（ア）および（イ）の各点を順次に結んだ線と（イ）の西方の陸岸とによって囲まれた区域  
基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱  
基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱  
（ア）基点第34号から真方位80度320メートルの点  
（イ）基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点
- (2) 関係地区  
三方上中郡若狭町鳥浜

## 区画漁業権（素案）

公示番号 内区第11号

### （1）免許の内容たるべき事項

ア 漁業の種類、名称および時期

種類 第1種区画漁業

名称 こい、ふなおよびうなぎ小割式  
養殖業

時期 1月1日から12月31日まで

イ 漁場の位置

三方上中郡若狭町鳥浜地先

ウ 漁場の区域

次の基点第50号、（ア）、（イ）、  
（ウ）および基点第51号の各点を順次  
に結んだ線と基点51号の西方の陸岸と  
によって囲まれた区域。ただし、B号産  
卵場の区域を除く。

基点第50号 三方上中郡若狭町鳥  
浜鱒川河口右岸突端に  
設置した標柱

基点第51号 三方上中郡若狭町鳥  
浜山古川河口右岸突端  
に設置した標柱

（ア） 基点第50号から真方位347  
度140メートルの点

（イ） 基点第50号から真方位353  
度250メートルの点

（ウ） （イ）から真方位45度30メ  
ートルの点

### （2）関係地区

三方上中郡若狭町鳥浜